

令和5年度の「医療費のお知らせ」をお送りします。

●医療費のお知らせとは?

協会けんぽでは、健康保険で診療を受けられた皆様に、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的とし、年に1回「医療費のお知らせ」を発行しています。

記載内容	診療を受けた方・受診年月・医療機関名・支払いをした医療費など
送付先	事業所(開封することなく、従業員様にお渡しください)
送付時期	令和6年1月中旬から下旬
対象期間	令和4年10月から <u>令和5年8月まで</u> の受診分

1月中旬～下旬に
送付予定です。



●対象期間に変更があります

令和4年度まで	10月から翌年9月までの受診分
令和5年度から	10月から <u>翌年8月まで</u> の受診分

これまでには、10月から翌年9月までの受診分をお知らせしていましたが、
送付時期を早め可能な限り1月中にお手元に到着できるようにするため、対象期間を変更しました。

Q&A



Q1

医療費通知が届いていない従業員がいるのはなぜですか?

A1

医療機関等の受診がない場合や医療費の請求遅れなどがある場合は作成されないため、すべての方に届くものではありません。

Q2

なぜ令和5年9月から令和5年12月までの受診分が記載されていないのですか。

A2

医療機関から協会けんぽに皆様の受診データが届くまでに3か月以上かかります。2月の確定申告時に医療費のお知らせをご利用いただくため、令和5年8月までの記載となっています。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから、スマホやパソコンで医療費控除の確定申告ができます。「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード読み取対応のスマートフォン(またはICカードリーダライタ)があれば、マイナポータルと連携して医療費情報を取得でき、「医療費控除の明細書」に自動入力することができます。

マイナ保険証、一度使ってみませんか？

医療機関を受診する際に、ぜひ**マイナ保険証**を利用してください。

*事前にマイナンバーカードの保険証利用登録が必要です。

メリット

- ①よりよい医療が受けられる
- ②各種手続きも便利・簡単になる



詳しくはこちら
ご確認ください

【医療費のお知らせに関するお問い合わせ先】

協会けんぽ岐阜支部レセプトグループ
☎ 058-255-5155 (自動音声案内④)

【確定申告や医療費控除に関するお問い合わせ先】 国税庁ホームページまたは最寄りの税務署